

訴 状

2008年12月5日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 龍 田 紘 一 朗

在外被爆者損害賠償請求事件

訴訟物の価格	金	1億5600万円
貼用印紙額	金	48万8000円
予納金額	金	6000円

訴 状

2008年12月5日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 龍 田 紘 一 朗

弁護士 山 本 和 人

弁護士 在 間 秀 和

弁護士 足 立 修 一

弁護士 向 山 知

弁護士 喜 多 鉄 春

弁護士 三 上 岳

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

在外被爆者損害賠償請求事件

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告らに対し、各金120万円及びこれに対する2003年（平成15年）3月1日から支払済みまでの年5%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決、並びに1項につき仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 原告ら

原告らは、1945年8月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被爆した被爆者であり、被爆後、母国である朝鮮半島（大韓民国）に帰還し、現在に至るまで韓国に在住してきた人たち及びその遺族（原告番号78、同79）である。

原告ら（「遺族たる原告については、その被相続人」、以下、「」のことも含め、原告らという表現をすることもある）はいずれも、現在までに、現在の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」1条1項により、「被爆者健康手帳」の交付を受けている。

第2 本件訴訟の概要

- 1 原告らはいずれも、日本政府による朝鮮半島からの強制連行等様々な事情により、1945年8月当時、広島市または長崎市に滞在し、同年8月6日広島市において、そして同月9日長崎市において、アメリカ軍の投下した原子爆弾の被害に遭遇した。

原告らは、被爆後、第2次大戦が終結する前後の頃から、それぞれの郷里である朝鮮半島に帰還した。

- 2 戦後、日本においては、1955年（昭和32年）に「原爆医療法」が制定され、更に1968年（昭和43年）に「原爆特別措置法」が制定され、被爆

者に対する援護措置が法制化されていった。その結果、日本国内に在住する被爆者はこれらの法律による医療・健康管理に関する援護を受けることができた。ところが、これらの法律には国籍条項が置かれていないにもかかわらず、韓国に在住する原告らはこれらの援護措置の対象とはされなかった。日本における一連の戦後処理立法の中であって、国籍条項がおかれなかった法律は上記の原爆2法のみであった。にもかかわらず日本政府は、各法の施行の当初から、原爆2法を海外の被爆者には適用しない、という態度をとり続け、この態度は、1995年（平成7年）7月1日に上記2法を統合する形で施行された被爆者援護法の制定以降も変わらなかった。

3 この日本政府の対応に対し、問題を鋭く突きつけたのは、1970年（昭和45年）12月に発生した孫振斗（ソンジント）氏の日本への入国に関する事件であった。在韓被爆者である孫振斗氏は、日本における原爆症治療を受ける目的で韓国から日本に密入国し、逮捕されるに至った。孫振斗氏は被爆者健康手帳の交付申請を行ったところ、「日本国内に居住関係を有しない」として申請が却下されたことから、その処分の取消を求める行政訴訟を提起した。同訴訟の判決が、1974年（昭和49年）3月30日福岡地方裁判所で示され、孫振斗氏の勝訴となった。同訴訟は福岡高裁においても孫振斗氏の勝訴となり、同判決は1978年（昭和53年）3月30日最高裁においても認容された。最高裁は、原爆医療法は社会保障法としての性格とともに国家補償的性格も有する人道的目的の立法と判示し、日本国内に居住地を有しない被爆者も同法の適用対象となる、旨の判断を示した。

ここにおいて初めて、日本国外に在住する被爆者が一時的に日本に滞在する場合にも原爆医療法が適用されるべき、という司法判断が確定した。

4 ところが日本政府は、上記孫振斗訴訟の第1審判決が示された直後の1974年（昭和49年）7月22日、厚生省公衆衛生局長名で、いわゆる「402号」を発出し、原爆特別措置法は日本に居住関係を有する被爆者に対してのみ適用される、との解釈を示し、被爆者健康手帳を取得した被爆者が日本国外に出国した場合には同法による健康管理手当の受給権は失権する、との取扱いを定めた。

この扱いは、孫振斗訴訟の判決を受けて多くの日本国外の被爆者が来日し、

被爆者健康手帳を取得して日本国内で原爆症の治療を受け、健康管理手当を受給することが予想されたことから、それらの被爆者が日本国外に戻った後の健康管理手当の支給を認めないための措置であった。これが、在外被爆者の基本的権利を奪ってきた悪名高い「402号通達」であった。

5 こうした日本政府の対応に対し、日本国外に在住する被爆者は、苦勞して渡日し、被爆者健康手帳を取得して日本国内で治療を受け、健康管理手当を受給できても、母国に帰還すると同時にその権利が失権する、という扱いを受けることになった。その結果、多くの被爆者が、渡日した上での手帳の取得自体を躊躇したり、あるいは断念するに至ることは必然であった。

6 この状態に鋭く問題提起したのが在韓被爆者の郭貴勲（カクキフン）氏である。同氏は、1998年（平成10年）、上記失権扱いは違法であるとして大阪地裁に行政訴訟を提起し、2001年（平成13年）大阪地裁は郭貴勲氏の請求を認容する判決を示し、その控訴審においても同判決は維持された。同訴訟は上告がなされず確定し、厚労省健康局長は2003年（平成15年）3月1日、ようやく402号通達の定めを廃止するに至った。

その結果、2003年（平成15年）だけでも1000名以上の在外被爆者が被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の申請のために来日する、という事態が出来た。この事実は、如何に402号通達が在外被爆者の基本的権利を奪ってきたかを示す象徴的事実である。

7 以上のように、国籍条項を置かない原爆2法及び被爆者援護法の本来の趣旨に沿った行政措置が徐々に実現されるに至ったが、被告は、被爆者健康手帳の交付を既に受けた在外の被爆者が、日本国外から健康管理手当の申請や葬祭費の申請をするに当たって、更に、被爆者健康手帳の交付の申請そのものを国外からするに当たって、尚も日本国内での現在を求める扱いを継続した。しかし、こうした扱いが違法である、とする訴訟が次々と提起され、その違法を指摘する判決が相次いだことを受けて、被告は問題が提起されるのに応じて対応を改めていった。

そしてようやく2008年（平成20年）6月に至り、日本国外からの被爆者健康手帳の交付申請手続きを認める被爆者援護法の改正がなされるに至った。ここにおいて、初めて原爆2法及び被爆者援護法の本来の趣旨が実現し、

在外の被爆者に法が適用されるに至った。被爆から63年間という実に長い期間の経過の後であった。この間に多くの在外被爆者が世を去り、また生存被爆者も極めて高齢に至っている。

8 以上の原爆関連法に関する一連の経過から、本件訴訟に至る契機となったのが、広島三菱重工元徴用工在韓被爆者補償請求訴訟である。

同訴訟は、朝鮮半島から強制連行され、広島三菱重工で就労させられ、被爆した元徴用工の人たちが、三菱重工（株）及び日本国等を被告として、1995年（平成7年）12月広島地裁に提訴した訴訟である。同訴訟は、三菱重工に対しては、未払賃金の請求、強制連行・強制労働についての慰謝料等の請求、日本国に対しては、被爆後の違法な行政上の措置に対する損害賠償請求等を内容とするものであるが、1審広島地裁判決は、全ての原告らの請求は棄却したが、控訴審の広島高裁は、2005年（平成17年）1月19日、原告である元徴用工の人たちの日本国に対する慰謝料請求（原告1人当たり100万円）並びに弁護士費用（同20万円）を認容した（判例タイムス1217号157頁以下）。

そして、同訴訟に対する上告審の判決が、2007年（平成19年）11月1日の最高裁第一小法廷判決である。同判決の内容は後記のとおりであるが、広島高裁の控訴審判決を基本的に維持するものであった。

同高裁判決及び最高裁判決は、前記402号通達による被告の在外被爆者に対する施策は、原爆2法及び被爆者援護法に違反するものと断じ、そのために原告らが多大の精神的損害を受けてきた、として、上記の損害賠償を被告に命じるものであった。

上記各判決において重要な問題の一つは、次の点であった。

上告審において原告であった40名は、大きく3つのグループに分かれる。第1に、被爆者健康手帳の交付を受け、かつ健康管理手当の支給を受けていた人たち、第2に、被爆者健康手帳の交付を受けていたが未だ健康管理手当の支給を受けていなかった人たち、そして第3に、未だ被爆者健康手帳の交付を受けていなかった人たち、というグループである。上記高裁判決及び最高裁判決は、これらのグループを区別せず全ての原告に対して損害賠償請求権を肯定した、という点である。

本件訴訟は、これらのうち第1，及び第2と同様のグループに属する韓国在住の被爆者の人たちである。在韓被爆者で未だ被告から損害賠償がなされていない被爆者の数は、約2000名にのぼると言われているが、本件訴訟はその内の一部の人たちである。

第3 2007年(平成19年)11月1日最高裁判決

1 前記のとおり、本件訴訟において原告らの被告に請求する損害賠償請求は、既に上記2007年(平成19年)11月1日の第一小法廷判決において確定した請求権に基づくものである。同最高裁判決の認定した内容は次のとおりである。

2 まず同最高裁判決は前提事実として以下の認定をした。

(1)原爆医療法について

ア 1955年(昭和32年)に制定された原爆医療法は、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする」(1条)法律であり、同法による医療等の給付の対象となる「被爆者」を、原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者等であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものと定義していた(2条)。同法には、その適用対象者を日本国籍を有する者に限定する旨のいわゆる国籍条項はなく、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、「その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。)の都道府県知事(その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。)」に申請しなければならないと定められていた(3条1項)。

イ 402号通達は、1974年(昭和49年)施行の原爆二法の一部改正等の機会に発出されたものであるところ、同法律による一部改正後の原爆医療法は、①都道府県知事において、「被爆者」に対し、毎年の健康診断とそれに基づく必要な指導を行うこと、②厚生大臣において、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある「被爆

者」に対し、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定をした上で、指定医療機関による必要な医療の給付又はこれに代わる医療費の支給を行うこと、③厚生大臣において、「被爆者」に対し、一般の負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関において医療を受けた場合など一定条件の下に、一般疾病医療費を支給することなどを定めており、これらに要する費用は、「被爆者」の所得や資産状態にかかわらず、全額公費負担とされていた。また、被爆者健康手帳の交付、健康診断及び必要な指導等に係る事務は、国の機関委任事務とされていた。

なお、指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関には、日本国内の医療機関が指定されていたため、原爆医療法に基づく医療の給付等は、事実上、少なくとも日本国内に現在する「被爆者」が対象となっていた。

(2)原爆特別措置法について

ア 1968年(昭和43年)に制定された原爆特別措置法は、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であって、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする」(1条)法律であり、原爆医療法2条に規定する「被爆者」を対象とし、その健康状態等に応じて、各種手当等を給付することを定めていた。原爆特別措置法にも、その適用対象者を日本国籍を有する者に限定する旨のいわゆる国籍条項はなかった。

イ 1974年(昭和49年)改正後の原爆特別措置法に基づく給付としては、①原爆医療法に基づき、負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた「被爆者」を対象とする特別手当、②造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっている「被爆者」を対象とする健康管理手当、③上記認定を受け、原爆医療法に基づき、当該認定に係る負傷又は疾病に対する医療の給付を受けている「被爆者」を対象とする医療手当のほか、介護手当及び葬祭料があった。これらの手当等の支給は都道府県知事(広島市又は長崎市については各市長。以下同じ。)において行うものとされ、その支給に係る事務は国の機関委任事務とされていた。これらの手当の支給等に要する費用は、全額公費負担とされて

いたが、特別手当，健康管理手当，医療手当及び介護手当については，当該手当の支給要件に該当する「被爆者」又はこれと一定の身分関係にある者の所得につき所得税法の規定により計算した前年分の所得税の額が政令で定める額を超えるときは，その全部又は一部を支給しない旨の規定（以下「所得制限規定」という。）が設けられていた。なお，健康管理手当等に係る所得制限規定は，1994年（平成6年）に被爆者援護法が原爆二法を統合する形でこれらを引き継ぐとともにその援護内容を更に充実発展させるものとして制定された際，撤廃された。

ウ 原爆特別措置法の定める健康管理手当は，原子爆弾の放射能の影響による障害を伴う疾病にかかり，健康上特別の状態に置かれて不安の中で生活している「被爆者」に対し，毎月定額の手当を支給することによって，精神的な安定，療養生活の安定を図り，その健康及び福祉に寄与することを目的とするものである。「被爆者」が健康管理手当の支給を受けようとするときは，都道府県知事から支給要件に該当する旨の認定を受けなければならないが，都道府県知事は，同認定をする場合には，併せて当該疾病が継続すると認められる期間を，疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとされており，402号通達発出当時，同期間は最長3年と定められていた。

エ 原爆特別措置法には手続の細則に関する定めはなく，同法の委任に基づき同法の実施のための手続その他その執行について必要な細則を定めるものとして，原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（1968年（昭和43年）厚生省令第34号。以下「原爆特別措置法施行規則」という。）が制定された。

なお，原爆特別措置法には，健康管理手当等の受給権者が都道府県（広島市又は長崎市については各市。以下同じ。）の区域を越えて居住地を移した場合に失権する旨の明文の規定はなかったが，1974年（昭和49年）厚生省令第27号（同年9月1日施行）による改正前の原爆特別措置法施行規則においては，健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合には，従前の居住地の都道府県知事に対して失権の届出をするものと定められ，新居住地の都道府県知事から改めて健康管理手当等の支給要件に該当する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けることが必要

とされていた。上記の規則改正により、健康管理手当等の受給権者は、上記の場合にも失権することはなく、新居住地の都道府県知事に対して居住地変更を届け出るものとされ、当該届出を受理した都道府県知事は、当該受給権者の従前の居住地の都道府県知事に文書でその旨を通知するものと改められた。

(3) 在外被爆者と原爆二法の適用等

ア 原爆医療法制定の際の国会審議において、同法が在外被爆者（日本国外に居住する被爆者をいう）にも適用されるか否かという問題については特段の質疑は行われなかった。日本国内の被爆者に対しては同法に基づく援護措置が講じられる一方で、在外被爆者に対してはほとんど援護措置が講じられなかったが、これは、国の担当者が、原爆医療法は、日本国内の地域社会の構成員の福祉の向上を図ることを目的とする社会保障法であるから、被爆者が日本国内に居住関係を有することが適用の前提条件となっており、例えば、一時的に日本を訪れたにすぎない在外被爆者については適用されないとの解釈に基づき、同法を運用していたことによるものであった。

原爆特別措置法制定の際の国会審議において、厚生大臣は、同法は在外被爆者には適用されないという趣旨の答弁をした。

イ このような状況の下で、在韓被爆者（大韓民国に居住する被爆者）である孫振斗が、1970年（昭和45年）12月に原爆症治療を受ける目的で日本に不法入国したところを逮捕され、福岡県内の病院に入院中に福岡県知事に対して被爆者健康手帳の交付を申請したところ、日本国内に居住関係を有しないから原爆医療法の適用要件を欠くとの理由により却下処分を受けたため、同処分の取消しを求める訴訟を福岡地方裁判所に提起した。これに対し、福岡地方裁判所は、1974年（昭和49年）3月30日、原爆医療法は一般の社会保障法とは類を異にする特異の立法であり、被爆者個々人の救済を第一義とする同法の立法目的と、居住関係の存在を同法の適用要件としたものと解し得る規定がないことから、被爆者でさえあれば、たとえその者が外国人であっても、その者が日本国内に現在することによって同法の適用を受け得るものと解するのが相当であり、不法入国した者についても、その者が被爆者である限り、同法が適用されることとなるとして、孫振斗氏の請求を

認容し、上記却下処分を取り消す旨の判決を言い渡した。

ウ 上記判決後の1974年（昭和49年）7月25日、厚生省公衆衛生局長は、それまでの法解釈を変更し、我が国に入国した在外被爆者に対する原爆医療法の適用については、日本における在留期間、その滞在目的等から総合的に判断することとし、治療目的で適法に入国し1か月以上滞在している者に対しては、日本国内に居住関係を有するものとして、被爆者健康手帳を交付しても差し支えないとする解釈を採用することを明らかにするに至った。

他方、厚生省公衆衛生局長は、前記のとおり、同月22日付けで402号通達を発出し、原爆特別措置法はなお日本国内に居住関係を有する「被爆者」に対してのみ適用されるものであるから、「被爆者」が我が国の領域を越えて居住地を移した場合には、当該「被爆者」には同法は適用されず、同法に基づく健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなるものと定めるに至った。これにより、在外被爆者は、来日して被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当等の支給認定を受けたとしても、出国すると同時に、「被爆者」たる地位を失うこととなり、健康管理手当等の受給権は失権したものと取り扱われて、その支給が打ち切られることになった。

エ 福岡県知事は、上記判決を不服として控訴したが、福岡高等裁判所は、1975年（昭和50年）7月17日、原爆医療法は、社会保障法の性格を持ちながらも、被爆者に対する国家補償法的性格を併有する一種特別の立法であり、同法にはその適用を日本国内に居住関係を有する者に限る趣旨の規定がないから、不法入国した被爆者にも同法が適用されるとして、福岡県知事の控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。厚生省公衆衛生局長は、同年9月1日、在外被爆者に対する原爆医療法の適用について、適法な入国後おおむね1か月以上滞在する者であれば、入国目的を問わず、日本国内に居住関係を有するものとして、被爆者健康手帳を交付しても差し支えないこととする旨解釈を変更することを明らかにした。

オ 福岡県知事は、上記判決を不服として上告したが、最高裁判所は、1978年（昭和53年）3月30日、原爆医療法は、いわゆる社会保障法としての性格のほか、特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するという点では実質的に国家補

償的配慮を制度の根底に有し、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法であり、同法3条1項には我が国に居住地を有しない被爆者をも適用対象者として予定した規定があることなどから考えると、被爆者であって我が国に現在する者である限りは、その現在する理由等のいかんを問わず、広く同法の適用を認めて救済を図ることが、同法の国家補償の趣旨にも適合するものというべきであり、同法は不法入国した被爆者についても適用されると判示して、福岡県知事の上告を棄却する旨の判決を言い渡した（最高裁1978年（昭和53年）3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号435頁）。

これを受けて、厚生省公衆衛生局長は、同年4月4日、在外被爆者に対する原爆医療法の適用に関する解釈を更に変更し、我が国に現在する者である限り、その現在する理由等のいかんを問わず、同法を適用し、被爆者健康手帳を交付することとした。しかし、402号通達の失権取扱いの定めは、その後も維持され、1995年（平成7年）7月1日に被爆者援護法が施行された後も、厚生事務次官が同年5月15日付けで発出した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」と題する通知に基づき、402号通達に従った失権取扱いが継続された。

カ その後、1998年（平成10年）に、在韓被爆者である郭貴勲氏が、治療のために来日し、大阪府知事から被爆者健康手帳の交付を受けた上、健康管理手当の支給認定を受け、同手当の支給を受けていたところ、日本から出国したことにより同手当の支給を打ち切られたため、これを不服として、国に対して自己が被爆者援護法上の「被爆者」たる地位にあることの確認を求めるとともに、大阪府に対して支給打切り後の健康管理手当の支払を求めることなどを内容とする訴訟を大阪地方裁判所に提起した。大阪地方裁判所は、2001年（平成13年）6月1日、日本に居住又は現在していることが被爆者援護法における「被爆者」たる地位の効力存続要件であると解することはできず、日本からの出国によって「被爆者」たる地位を失うものではないとして、郭貴勲の上記両請求を認容する旨の判決を言い渡した。これに対し、国及び大阪府が控訴したが、大阪高等裁判所は、2002年（平成14年）12月5日、大阪地方裁判所と同旨の判断をして、控訴を棄却する旨の判決

を言い渡した。

国及び大阪府は、上記控訴審判決に対して上告等をせず、厚生労働省健康局長は、2003年（平成15年）3月1日、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」と題する通知（平成15年健発第0301002号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生労働省健康局長通知）を發出して、402号通達の失権取扱いの定めを廃止し、日本において健康管理手当等の支給認定を受けた「被爆者」が出国した場合及び日本において健康管理手当等の支給認定の申請をした「被爆者」が出国した後に手当の支給認定を受けた場合であっても、当該「被爆者」に対して手当を支給することとする旨取扱いを改めるに至った。

(4)原告らの被爆の状況等

ア 原告らは、第二次世界大戦中の1944年（昭和19年）に国民徴用令に基づく徴用令書の交付を受けて徴用され、朝鮮半島の各居住地から広島市まで連行されて当時の三菱重工業株式会社に引き渡され、同社の広島機械製作所又は広島造船所において労働に従事していたところ、1945年（昭和20）年8月6日に広島市に投下された原子爆弾により被爆した。原告らが被爆した際にいた地域は、いずれも、原爆三法において「被爆者」として認定を受けることのできる地域とされているが、原告らの中には、402号通達が発出される前に被爆者健康手帳の交付を受けた者はいない。

イ 原告のうち合計14名は、1981年（昭和56年）12月から1995年（平成7年）5月までの間に被爆者健康手帳の交付を受けた上、健康管理手当の支給認定を受け、1988年（昭和63年）4月から1995（平成7年）8月までの間の1～3か月間、健康管理手当を受給したことがあるが、いずれも、402号通達に基づき、日本からの出国を理由に支給が打ち切られた。上記14名の原告らのうち、402号通達の失権取扱いの定めが廃止された時点で生存していた者は、平成15年3月又は5月に健康管理手当の支給認定の申請をするなどして、再び健康管理手当を受給するようになった。

原告のうち合計16名は、1981年（昭和56年）12月から1996年（平成8年）12月までの間に被爆者健康手帳の交付を受けたが、402号通達の失権取扱いの定めが廃止されるまでの間に健康管理手当の支給を受

けたことはなかった。上記16名の原告らのうち、上記廃止時点で生存していた者は、廃止直後に死亡した者及び来日が不可能な者を除き、2003年（平成15年）5月に健康管理手当の支給認定の申請をした。

原告のうち合計10名は、402号通達の失権取扱いの定めが廃止される前には被爆者健康手帳の交付を受けたことはなかった。上記10名の原告らのうち、上記廃止時点で生存していた者は、同年3月3日又は同年4月10日に被爆者健康手帳の交付の仮申請（来日前の事前申請）をした。このうち、原告2名は、同年12月に被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当の支給認定の申請をした。原告らが、402号通達の失権取扱いの定めが廃止される前に、上記のとおり、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をせず、あるいは、支給認定を受けた期間が満了した後に再び健康管理手当の支給認定の申請をしなかった理由は、来日が困難であったからではなく、失権取扱いを定めた402号通達が存在していたからであった。仮に402号通達がなければ、原告らは、もっと早い時期に上記各申請手続を執っていたものであり、そして、その申請は認められるべきものであった。

3 そして、最高裁は原審の判断を以下のとおり要約している。

原審は、次のとおり判示して、国の国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を肯定した上で、国に対して慰謝料100万円及び弁護士費用20万円の合計120万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で各原告の請求を認容した。なお、原審は、原告らの主張する得べかりし健康管理手当受給額相当額の損害の発生は認めなかった。

(1) 402号通達の失権取扱いの定めは、明文の根拠規定もなしに、いったん適法、有効に取得された法律上の地位を、日本からの出国という事実のみをもって当然かつ一方的に失わせるという、他の同種の制度では見られないものである上、被爆者に対して重大な影響を及ぼすものであることを考慮すると、402号通達を作成し、発出するに当たっては、日本からの出国によって失権するという解釈や取扱いに法律上の根拠があるといえるのかどうかについて十分に調査検討する必要があるというべきであり、そうしていれば、402号通達の失権取扱いの定めが違法であることを認識することは十分に可能であったものと認められる。しかるに、国は、402号通達の作成、発出の際の具体的

事情について明らかにしようとせず、本件全証拠によっても、十分な調査検討が行われたものと認めることはできない。それにもかかわらず、誤った法律解釈に基づいて402号通達を作成、発出し、これに従った失権取扱いを継続したことは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為というべきであり、少なくとも過失が認められる。したがって、国には、国家賠償法1条1項に基づき、違法な402号通達の作成、発出と、これに従った失権取扱いの継続の結果、原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。

(2) 原告らは、被爆に対するいわれのない差別を受けながら、適切な医療も受けることができずに募っていく健康や生活への不安、そのような境遇に追いやられ、在韓被爆者であるがゆえに何らの救済も受けることができずに放置され続けていることへの怒りや無念さといった様々な感情を抱いていたところ、孫振斗訴訟の判決等を契機として、ようやく原爆二法に基づく救済が期待できる兆しが現われた途端に402号通達を作成、発出され、以後これに従った行政実務が継続的に行われたことによって、従前にも増して一層の落胆と怒り、被差別感、不満感を抱くこととなり、年月の経過とともに高齢化していくことによる焦燥感も加わって、本件訴訟を提起せざるを得なくなったものである。

(3) 本件は、被爆という他に例を見ない深刻な被害を受けた被爆者の救済に関して、国の発出した通達が法の解釈を誤ったものであったという特殊な事案に関するものであり、これにより本件訴訟の提起にまで至った原告らが被った上記精神的損害の深刻さ、重大性、特異性に照らせば、原告らの上記精神的損害に対する慰謝料として各100万円を認めるのが相当である。

4 以上の認定を前提に、最高裁は以下のとおりの判断を示した。

(1) 原爆二法は、これらの法律による各種の援護措置の対象となる「被爆者」について、原子爆弾が投下された際当時の広島市又は長崎市の区域内に在った者等であって、その居住地（居住地を有しないときはその現在地）の都道府県知事に申請して被爆者健康手帳の交付を受けた者をいうものと定めているものの、原爆二法による各種の援護措置を受けるための要件として、「被爆者」であることに加えて、その居住地が日本国内にあることまでは要求しておらず、また、いったん被爆者健康手帳の交付を受けて「被爆者」たる地位を取得し、更に都道府県知事の支給認定を受けて健康管理手当等の受給権を取得した「被

爆者」が、日本国外に居住地を移した場合にその受給権を失う旨の規定も置いていない。そうすると、いったん健康管理手当等の受給権を取得した「被爆者」が日本国外に居住地を移した場合に、受給権が失権するものとした402号通達の失権取扱いの定めは、原爆二法の解釈を誤る違法なものであったといわざるを得ない。したがって、402号通達の失権取扱いの定めは、原爆二法を統合する形で制定された被爆者援護法にも反することは明らかである。

402号通達は、被爆者についていったん具体的な法律上の権利として発生した健康管理手当等の受給権について失権の取扱いをするという重大な結果を伴う定めを内容とするものである。このことからすれば、一般に、通達は、行政上の取扱いの統一性を確保するために上級行政機関が下級行政機関に対して発する法解釈の基準であって、国民に対して直接の法的拘束力を有するものではないにしても、原爆三法の統一的な解釈、運用について直接の権限と責任を有する上級行政機関たる国の担当者が上記のような重大な結果を伴う通達を発出し、これに従った取扱いを継続するに当たっては、その内容が原爆三法の規定の内容と整合する適法なものといえるか否かについて、相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務が存したものであるべきである。

(2) 1957年（昭和32年）に制定された原爆医療法には、同法によって「被爆者」たる地位を付与され、あるいは、同法による援護措置を受けるための資格要件として、日本国内に居住地を有することを要する旨の明文の規定は置かれていない。しかし、「被爆者」に対して健康診断等の健康管理を実施する機関を「都道府県知事」と定めるなど、「被爆者」の居住地あるいは現在地が継続して日本国内にあることを前提としたものと解する余地のある規定が置かれており、同法の定める援護措置も、日本国内にある指定医療機関での医療の給付等に限られていた。さらに、1968年（昭和43年）に制定された原爆特別措置法では、援護措置として各種手当等の支給の制度が新たに設けられたものの、これらの手当等の支給を実施する機関は都道府県知事とされ、手当を受給する「被爆者」の都道府県知事に対する届出等に関する規定が置かれるとともに、健康管理手当等の支給要件としていわゆる所得制限規定が置かれていた。

これらの原爆二法の規定等を根拠に、国の担当者は、一貫して、原爆二法

は日本国内に居住関係を有する被爆者に対してのみ適用されるものであって、日本国外に居住する在外被爆者に対してはこれらの法律の適用はないものとする解釈を採り、国会審議の場においても厚生大臣及び国の担当者がそのような法解釈を示してきたのに対して、特段の異論が述べられることもなかったことがわかる。

これらの事実関係からすれば、国の担当者が、原爆二法について、当初、日本国外に居住する在外被爆者に対してはその適用はないものとする解釈の下にその運用を行ってきたことにも、それなりの根拠があったものと考えられ、しかも、国の担当者において、このような法解釈が原爆二法の規定の客観的に正しい解釈と整合する適法なものといえるか否かについて、改めて検討を行うことを迫られるような機会があったものとも認められないところである。

そうすると、1974年（昭和49年）の402号通達発出の前の段階では、国の担当者が、日本国外に居住する在外被爆者に対しては、そもそも原爆二法の適用がないものとする法解釈の下にその運用を行ってきたことをもって、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と違法な運用を行っていたものとまでいうことは困難というべきである。

(3) しかし、その後、1974年（昭和49年）3月に、孫振斗訴訟の第1審判決において、前記のような原爆医療法の規定等からして、同法が適用されるための要件として被爆者が日本国内に居住関係を有することが要求されているものと解することはできず、したがって、日本国内に不法入国した在韓被爆者についても同法の適用があるとする司法判断が示された。これを受けて、国の担当者の側でも、同年7月ころには、在外被爆者については原爆二法の適用を一切認めず被爆者健康手帳の交付を行わないものとしてきたそれまでの取扱いを改め、治療目的で適法に日本国内に入国し1か月以上滞在している者については、日本国内に居住関係を有するものとして、原爆二法の適用を認め、被爆者健康手帳を交付し、健康管理手当等の支給要件に該当すれば支給認定をするという取扱いを採用するに至っていた。

402号通達は、このような状況の下で、1974年（昭和49年）法律第86号による原爆二法の一部改正等の機会に同年7月22日付けで発出さ

れたものであり、1974年（昭和49年）厚生省令第27号による原爆特別措置法施行規則の改正に関連させる形で失権の取扱いを定めたものであるところ、上記規則改正の内容は、原爆特別措置法に定める健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に、手当の支給が都道府県知事を通じて行われる仕組みになっていること等を理由に受給権をいったん失権するものとしていた従前の取扱いを改めて、そのような事由によっては受給権は失権しないこととするものであった。

これらの事実関係からすれば、402号通達発出の時点で、国の担当者は、それまで国が採ってきた原爆二法が在外被爆者にはおよそ適用されないなどとする解釈及び運用が、法の客観的な解釈として正当なものといえるか否かを改めて検討する必要に迫られることとなり、現にその検討を行った結果として、在外被爆者について原爆二法の適用を一切認めず被爆者健康手帳の交付を行わないものとしていたそれまでの取扱いや、健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に受給権がいったん失権するものとしていた従前の取扱いが、法律上の根拠を欠く違法な取扱いであることを認識するに至ったものと考えられるところである。

そもそも、年金、手当、医療費等の給付に関する制度には多くのものがあり、その中には、日本国内に住所や居住地を有することが手当等の支給要件とされているものが少なくないが、そのような場合には、日本国内に住所等を有することが手当等の支給要件であることが法文に明記されたり、日本国内に住所等を有しなくなった場合には手当等の受給権を失うこととなる旨が法文に明記されるのが通例であると考えられるところである（国民健康保険法、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律など）。ところが、原爆二法には、被爆者が日本国内に居住地を有することがそれらの法律の適用の要件となる旨を定めた明文の規定が存在しないばかりか、法の定めるところによっていったん「被爆者」について発生した各種手当の受給権が、「被爆者」が日本国外に居住地を移すことによって失われる旨を定めた明文の規定も存在しないのである。にもかかわらず、402号通達発出当時、国の担当者は、そもそも在外被爆者に対してはこれらの法律が適用されないものとする従前の解釈を改め、一定の要件の下で在外被爆者

が各種手当の受給権を取得することがあり得ることを認めるに至りながらも、なお、現実にこれらの手当の受給権が発生した後になって、「被爆者」が日本国外に居住地を移したという法律に明記されていない事由によって、その権利が失われることになるという法解釈の下に、402号通達を発出したこととなるのである。

このような法解釈は、原爆二法が社会保障法としての性格も有することを考慮してもなお、年金や手当等の支給に関する他の制度に関する法の定めとの整合性等の観点からして、その正当性が疑問とされざるを得ないものであったというべきであり、このことは、前記のとおり、402号通達の発出の段階において、原爆二法の統一的な解釈、運用について直接の権限と責任を有する上級行政機関たる国の担当者が、それまで国が採ってきたこれらの法律の解釈及び運用が法の客観的な解釈として正当なものといえるか否かを改めて検討することとなった機会に、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしていれば、当然に認識することが可能であったものというべきである。

そうすると、国の担当者が、原爆二法の解釈を誤る違法な内容の402号通達を発出したことは、国家賠償法上も違法の評価を免れないものといわざるを得ない。そして、国の担当者が、このような違法な402号通達に従った失権取扱いを継続したことも、同様に、国家賠償法上違法というべきである。

(4) 以上によれば、402号通達を作成、発出し、また、これに従った失権取扱いを継続した国の担当者の行為は、公務員の職務上の注意義務に違反するものとして、国家賠償法1条1項の適用上違法なものであり、当該担当者に過失があることも明らかであって、国には、上記行為によって原告らが被った損害を賠償すべき責任があるというべきである。所論の点に関する原審の判断は、結論において是認することができる。

5 以上のとおり最高裁は国の国賠法上の違法を認定した上で得、以下のとおり結論付けた。

前記事実関係等によれば、原告らは、被爆により、他の戦争被害とは異なる特異な健康被害を被り、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をしていれば、その申請は認められるべき状態にあったにもかかわらず、国

の発出した違法な402号通達が存在したため、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けようとはしなかったものであり、これによって、402号通達の失権取扱いの定めが廃止されるまで長期間にわたり原爆三法に基づく援護措置の対象外に置かれ、被爆による特異な健康被害に苦しみつつ、健康面や経済面に不安を抱えながら生活続けることを余儀なくされ、様々な精神的苦痛を被ったというのである。これらの事情に加えて、そもそも健康管理手当が「被爆者」の精神的安定を図ることをも目的として支給されるものであることも考慮すると、国の担当者の原爆三法の解釈を誤った違法な402号通達の作成、発出及びこれに従った失権取扱いの継続によって、原告らが財産上の損害を被ったものとまですることはできないことを前提として、原告らは法的保護に値する内心の静穏な感情を侵害され精神的損害を被ったものとして各原告につき100万円の慰謝料を認めた原審の判断は、是認できないではない。

第4 原告らの損害と被告の原告らに対する賠償責任

以上のとおり、最高裁は、在外被爆者について、従前被爆者健康手帳の交付を受け健康管理手当の支給を受けていた人たち、被爆者健康手帳の交付を受けたが健康管理手当の支給申請をしていなかった人たちのみならず、被爆者健康手帳の未取得者に対しても、一律に上記損害賠償の対象者とした。

本件原告らは、いずれも被爆者健康手帳の交付を受けている人たちであり、上記最高裁判決に従い、被告は同様の賠償責任を負うことは明らかである。

本件原告らも、被爆により、他の戦争被害とは異なる特異な健康被害を被り、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をしていれば、その申請は認められるべき状態にあったにもかかわらず、国の発出した違法な402号通達が存在したため、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けようとはしなかったものであり、これによって、402号通達の失権取扱いの定めが廃止されるまで長期間にわたり原爆三法に基づく援護措置の対象外に置かれ、被爆による特異な健康被害に苦しみつつ、健康面や経済面に不安を抱えながら生活続けることを余儀なくされ、

様々な精神的苦痛を被ったものである。

上記最高裁判決に従い、被告は、原告らに対し、2003年（平成15年）3月1日に402号通達が廃止されるまでに原告らが被った損害を賠償すべきは当然である。その損害額は、到底金銭に代えることは困難であるが、上記最高裁判決が認容したように、少なくとも慰謝料として各原告1人100万円を下るものではなく、弁護士費用として20万円が認容されるべきである。

第5 結論

以上のとおり、本件において、被告の原告らに対する国賠法上の賠償責任は上記最高裁判決により確定しているところである。にもかかわらず被告は、敢えて原告らに対し訴訟提起を余儀なくさせる対応を現在でもとりつづけている。極めて不当といわざるを得ない。

本件の一連の経過をみると明らかであるが、原爆三法には国籍条項が置かれていないのであるから、法の趣旨からして、在外被爆者を法の適用の埒外に置くことは許されないことであった。然るに被告は、そうした扱いが違法・不当であるとして訴訟が提起され、被告が敗訴しながら、抜本的な対応の是正を図ることなく、正に目の前に提起された問題に対し付け刃的な対応に終始してきた。誠に不当極まる対応といわねばならない。

その結果、本来援護の対象とされるべき原告ら在外被爆者は、高齢化し、多くの人たちが全く援護を受けることなく世を去っていった。

被告は一日でも早く本来の法の趣旨に沿った援護行政を実行し、過去の過ちに対し速やかに真摯に対応すべきである。

当事者の表示

原 告 原告目録 A , B のとおり

〒854-0062 長崎県諫早市小船越町617-11 (送達場所)

TEL 0957-24-1187 FAX 0957-24-5257

原告ら訴訟代理人 弁護士 龍 田 紘 一 朗

〒852-8106 長崎市岩川町19-22 浦川ビル1階

TEL 095-849-6635 FAX 095-849-6680

同 弁護士 山 本 和 人

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目3番19号 神光ビル4階

TEL 06-6365-1550 FAX 06-6365-1020

原告ら訴訟代理人弁護士 在 間 秀 和

〒730-0005 広島市中区西白島町18番4号 城北ビル2階

TEL 082-211-2441 FAX 082-211-3331

同 弁護士 足 立 修 一

同 所

同 弁護士 端 野 真

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番11号 ヤスダEC西天満ビル2階

TEL 06-6365-9445 FAX 06-6365-9479

同 弁護士 幸 長 裕 美

同 所

同 弁護士 奥 村 秀 二

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目1番3号 北浜清友館ビル2階

TEL 06-6221-3333 FAX 06-6221-3334

同 弁護士 林 範 夫

(イム ボンプ)

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目1番25号 老松コープ401

TEL 06-6365-7238 FAX 06-6365-7239

同 弁護士 向 山 知

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目11番8号 アメリカンビル701
TEL 06-6365-8196 FAX 06-6365-8348
同 弁護士 三 上 岳

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目4番13号 三共ビル梅新10階
TEL 06-6364-4114 FAX 06-6364-4115
同 弁護士 喜 多 鉄 春

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
被 告 国
代表者法務大臣 森 英 介

原告目録 A

原告 番号	住所	名前	読み
1	釜山廣域市水營区南川 1 洞 31-2番地栢山@ 1 棟30 1号	姜廣碩	カン・ガンソク
2	釜山廣域市釜山鎮区凡川 1 洞 835-9 三宝APT202号	姜相錫	カン・サンソク
3	釜山廣域市南区竜湖 1 洞 675-3	康相珠	カン・サンジュ
4	釜山廣域市西区東大新洞 3 街350-28番地	姜任祚	カン・イムジョ
5	釜山廣域市海雲台区佑 2 洞 1072(6/6)	姜正守	カン・ジョンズ
6	釜山廣域市江西区緑山洞 90-4	姜判壽	カン・パンス
7	釜山廣域市東萊区温泉二洞996-6番地	孔冀連	コン・キヨン
8	釜山廣域市沙上区德浦区 2 洞 413-15	金杜順	キム・トスン
9	釜山廣域市機長郡日光面鶴里 164	金晩愛	キム・マンエ
10	釜山廣域市海雲台区盤如洞 1594-65	金丙玖	キム・ビョング
11	釜山廣域市沙上区毛羅洞 552 住公APT106-403	金奉守	キム・ボンス
12	釜山廣域市南区大淵三洞 43-57	金相熙	キム・サンヒ
13	釜山廣域市沙下区堂里洞308-11	金聖權	キム・ソングン
14	釜山廣域市海雲台区盤松 2 洞 77 住公a. 101-704	金成子	キム・ソングジャ
15	釜山廣域市南区牛岩 2 洞189-1828	金玉連	キム・オンニョン
16	慶尚南道鎮海市清安洞477番地 富榮公寓109棟102 号	金有聲	キム・ユソン
17	釜山廣域市東萊区安薬洞962 和木APT105/309	金伊述	キム・イスル
18	釜山廣域市海雲臺区盤如洞1638 ZUGONG ASIA-SEON SUCHONG APT107-1401	柳秉文	ユウ・ビョンムン
19	釜山廣域市海雲台区佑 2 洞1072(6/6)	文仁洙	ムン・インス
20	釜山廣域市東萊区社稷一洞19-35(1/3)	朴貴粉	パク・キブン
21	釜山廣域市東萊区社稷 2 洞632-94 裕元A. 101-110 3	朴秀子	パク・スジャ

22	釜山廣域市沙下区下端洞1176 (20/1) 可樂Town 301-1203	朴元順	パク・ウォンスン
23	釜山廣域市東区草梁洞865-79 (12/2)	朴日林	パク・イルリン
24	釜山廣域市東区草梁洞811-17 (8/4)	朴貞斗	パク・ジヨント
25	釜山廣域市西区西大新洞3街584-26番地	徐元直	ソ・ウォンジク
26	釜山廣域市東区草梁2洞307-1番地	徐元衡	ソ・ウォニョン
27	釜山廣域市影島区東三一洞402-4 三昌APT6棟203号	嚴粉連	オム・ブンニョン
28	釜山廣域市西区土城洞二街19番地	吳尚粉	オ・サンブン
29	釜山廣域市金井区金城洞232(1/4)	尹甲仙	ユン・カプソン
30	釜山廣域市東萊区社稷洞79-3	李季順	イ・ケスン
31	慶尚南道固城郡介川面竜安里803番地(7/1)	具求伊	グ・ヨンイ
32	慶尚南道固城郡永縣面晨盆里768(14/1)	朴龍泰	パク・ヨンテ
33	釜山廣域市海雲台区中1洞796-7	李水用	イ・スヨン
34	釜山廣域市海雲台区盤如三洞1591-13番地	李雙然	イ・サンヨン
35	釜山廣域市釜山鎮区開琴3洞57番地宇星APT102棟407号	李永馥	イ・ヨンボク
36	釜山廣域市沙上区毛羅洞552 白楊GREEN APT202棟306号	李一守	イ・イルス
37	釜山廣域市海雲台区佐洞1314-2和睦APT201-605	李鎮熙	イ・ジニ
38	釜山廣域市東区草梁6洞827-265	張乙生	チャン・ウルセン
39	釜山廣域市水營区望美洞393-24番地	鄭徳林	チョン・ドンニム
40	釜山廣域市釜山鎮区田浦洞680-20	鄭相石	チョン・サンソク
41	釜山廣域市西区峨嵒洞2街74-30	鄭石順	チョン・ソクスン
42	釜山廣域市金井区久瑞洞165-1番地 新東亜APT101棟1106号	鄭再善	チョン・ジェスン
43	釜山廣域市南区大淵2洞1627-165番地	鄭且鳳	チョン・チャボン
44	釜山廣域市東区水晶2洞 101-26	鄭泰錫	チョン・テソク
45	釜山廣域市機張郡機張邑大羅里240 二進CASVILL A PT104-1204	鄭泰弘	チョン・テホン
46	釜山廣域市釜山鎮区堂甘2洞880-5番地	周龍点	ジョ・ヨンジョム

47	釜山廣域市東萊区安薬洞1021番地	車小道	チャ・ソド
48	釜山廣域市沙上区毛羅洞552 (1/3) 住公A101棟140 3号	車貞順	チャ・ジョンスン
49	釜山廣域市蓮堤区蓮山2洞758-50	車貞述	チャ・ジョンスル
50	釜山廣域市金井区南山洞966-1 サムソンファイチ ュビラ402号	崔得卿	チェ・トゥッキョ ン
51	釜山廣域市釜山鎮区堂甘洞797 住公Apt101棟401号	崔永甲	チェ・ヨンガブ
52	慶尚南道金海市外洞1261-9 韓国A P T 212-1002号	河壬植	ハ・ニンシク
53	釜山廣域市釜山鎮区釜岩3洞 和承三星A 7-907	鄭珠雨	チョン・チュウ
54	釜山廣域市南区大淵6洞1786-1	姜大熙	カン・デヒ
55	釜山廣域市釜山鎮区蓮地洞196-7(13/3)	姜彙雨	カン・ヒウ
56	釜山廣域市沙下区槐亭洞122-1	金廣斗	キム・カンド
57	釜山廣域市西区富民洞3街54-234	金萬岳	キム・マナ
58	釜山廣域市西区娥帽洞2街74-30	金文化	キム・ムナ
59	釜山廣域市金井区南山洞20-35	金世運	キム・セウン
60	釜山廣域市西区西大新洞二街143-2	金雙玉	キム・サンオク
61	釜山廣域市西区西大新洞3街584-26番地	金一先	キム・イルソン
62	慶尚南道馬山市龜山面水晶里644-1	朴信彦	パク・シノン
63	釜山廣域市沙上区鶴章洞舞鶴A P T 501洞1504号	朴良美	パク・ヤンミ
64	釜山廣域市海雲台区中洞 1476-10 (19/4)	吳命順	オ・ミョンスン
65	釜山廣域市釜山鎮区草邑洞523-8 (29/3)	李甲石	イ・カプソク
66	慶尚南道鎮海市馬川洞89-2 (5/4)	李三守	イ・サムス
67	釜山廣域市東萊区温泉洞1132-36 (24/1)	河玉伊	ハ・オギ
68	釜山廣域市南区門現洞3洞383-1 三星ヒルタワー2 008号	姜碩鍾	カン・ソクジョン
69	釜山廣域市釜山鎮区伽倻3洞698番地 伽倻KT e-ピ ョンファンセサン@101-1601	李碩伊	イ・ソギ
70	釜山廣域市水營区水營洞541 現代A104棟302号	禹福得	ウ・ポクドゥク
71	釜山廣域市沙下区當理洞313-9 15/3	金仁祚	キム・インジョ
72	釜山廣域市沙下区當理洞313-9 15/3	尹桂花	ユン・ケファ

73	釜山廣域市釜山鎮区凡川洞1244-33	李順石	イ・スンソク
74	釜山廣域市釜山鎮区當甘洞 當甘住公209棟601号	権重琪	クオン・チュンギ
75	釜山廣域市蓮堤区蓮山9洞412-1 南山A207号	鄭剛一	チョン・カンイル
76	釜山廣域市北区徳川1洞369-7	鄭粉先	チョン・プンスン
77	釜山廣域市東区水晶洞634-1番地	鄭一鳳	チョン・イルボン
78	釜山廣域市南区門峴1洞73-1 現代APT101棟902号	李太宰	イ・テジエ
79	釜山廣域市東区草梁1洞1057-57 With Villa 501号	崔美淑	チェ・ミスク
80	釜山廣域市南区門現洞383-1 ムンヒョン三星ヒル タワーA棟2002号	鄭南壽	チョン・ナムス

原告目録 B

原告 番号	住所	名前	読み
1	慶尚南道晋州市上鳳東洞891 (4/1) 一新住宅103号	成性柱	ソン・ソンジュ
2	慶尚南道昌原市盤林洞8(25/1)Lukky APT 7棟902号	金日仙	キム・イルソン
3	慶尚南道固城郡會華面背屯里420(1/1)	具京原	グ・キョンウン
4	慶尚南道馬山市月浦洞2-11(2/4)月影APT107号	金熙成	キム・ヒソン
5	慶尚南道晋州市上鳳洞1063-13(2/1)	朴守福	パク・スボク
6	慶尚南道密陽市内一洞225番地(1/3)	成大権	ソン・テグン
7	慶尚南道密陽市三門洞184-297(2/12)	姜昌伸	カン・チャンシン
8	慶尚南道馬山市山湖2洞462-1(4/3)	金秀容	チョン・スヨン
9	慶尚南道固城郡東海面内谷里1084(22/1)	鄭台植	チョン・テシク
10	慶尚南道宜寧郡七谷面陶山里580(4/2)	許宗攝	ホ・ジョンソブ
11	慶尚南道晋州市晋城面上村里228(3/1)	成得欝	ソン・ドクチャン
12	慶尚南道巨濟市新現邑水越里1253番地	金鎔吉	キム・ヨンギル
13	慶尚南道馬山市月影洞541-3(5/6)	徐二洙	ソ・イス
14	慶尚南道固城郡會華面背屯里819-64(2/1)會陽APT7 02号	具春子	グ・チュンジャ
15	慶尚南道統営市仁平洞122-9番地(1/3)	卞福世	ビョン・ボクセ
16	慶尚南道晋州市晋城面温水里72(8/1)	金正琪	キム・ジョンキ
17	慶尚南道鎮海市佳主洞145-2番地(2/2)	鄭相五	チョン・サンオ
18	慶尚南道晋州二峴洞495-9(6/1)	河三順	ハ・サムスン
19	慶尚南道泗川市泗川邑龜岩里295(19/2)	崔承卿	チェ・スンゲン
20	慶尚南道昌原市竜湖洞13-15(9/3)	金鍾喆	キム・ジョンチョ ル
21	慶尚南道馬山市合城洞69-17(7/4)	鄭貞伊	チョン・ジョンイ
22	慶尚南道鎮海市復興洞1-3番地(10/1)	金奎河	キム・キュハ
23	慶尚南道馬山市鎮北面網谷里122番地(16/1)	鄭在鶴	チョンジェハク

24	釜山市西区南富民洞22-175(3/1)	鄭順九	チョン・スング
25	慶尚南道馬山市澮原洞632-3(10/3)成日BRG-801号	金鎬琪	キム・ホキ
26	慶尚南道晋州市上坪洞264-3番地(21/6)	白純子	ペク・スンジャ
27	慶尚南道鎭海市慶和洞598(2/4)	吳佳鉉	オ・カヒョン
28	蔚山市南区無去洞568-17宇南A棟401号(3/5)	徐日洙	ソ・イルス
29	慶尚南道馬山市昌浦洞1街1番地(18/1)東城APT101棟303号	徐千洙	ソ・チョス
30	慶尚南道金海市外洞1249-4番地(70/1)	金命五	キム・ミョンオ
31	慶尚南道固城郡介川面竜安里803番地(7/1)	具求伊	グ・ヨンイ
32	慶尚南道固城郡永縣面晨盆里768(14/1)	朴龍泰	パク・ヨンテ
33	慶尚南道馬山市鎭田面鳳谷里201-1(8/1)	李基鍾	イ・キジョン
34	慶尚南道馬山市鎭田面五西里60-1(22/1)	李振淳	イ・シンジュン
35	慶尚南道昌原市中央洞55-13(24/4)	李小石	イ・ソソク
36	慶尚南道馬山市海運洞47-1(30/3)現代APT102-502	成玉南	ソン・オクナム
37	慶尚南道馬山市鎭東面多求里386-3(16/1)	張甲仁	チャン・カプイン
38	慶尚南道馬山市茲山洞298-9(5/4)	金 博	キム・パク
39	慶尚南道馬山市龜山面水晶里574(8/3)	姜今順	カン・クムスン
40	慶尚南道密陽市三浪津邑三浪里28-39(5/)	鄭点順	チョン・チョンスン
41	慶尚南道泗川市正東面大谷里260-2(15/)	白順粉	ペク・スンブン
42	慶尚南道馬山市鎭北面大坪里231(7/1)	朴正紀	パク・ジョンキ
43	慶尚南道馬山市縣洞464(5/2)	徐在洙	ソ・ジェス
44	慶尚南道河東郡金成面加德里350番地(1/1)	金長花	キム・チャンファ
45	慶尚南道馬山市玩月洞478(21/4)和仁APT102-803	金允順	キム・ユンスン
46	慶尚南道馬山市鎭東面交同里482(19/2)	卞慶順	ピョン・ケスン
47	釜山市西区草場洞75(5/1)	白廣壽	ペク・カンス
48	慶尚南道昌原市道溪洞362-3(7/4)	徐凜伊	ソ・ルムイ
49	慶尚南道固城郡永吾面吾西里286番地(3/1)	白三順	ペク・サムスン
50	慶尚南道晋州市株藥洞426-3番地(20/4)	朴環	パク・ゲンスク